

ミラノ日本人学校 入学・編入学手続について

1. (社団)ミラノ日本人学校への入会

ミラノ日本人学校に入学するためには、まず初めに本校の経営母体である(社団)ミラノ日本人学校に加入し、会員になっていただく必要があります。その会員資格には、法人会員と個人会員の2種があり、その定義は定款により次のように分類されています。

法人会員：イタリアもしくはその近隣に支店・駐在員事務所・工場等の活動拠点を有する日本法人もしくは現地法人。
※企業からの赴任や現地採用など、法人に雇用されている立場の方はこちらに該当します。

個人会員：イタリアもしくはその近隣に在住する自営業者、フリーランスの事業主、研究職、留学生など。

現在、(社団)ミラノ日本人学校は、法人会員53社、個人会員7家族で組織された事業体です。この組織に加入するためには、法人会員の場合は法人が、個人会員の場合は家庭ごとに入会金をお支払いいただくこととなります。その後は毎年、法人・個人共に年会費をお支払いいただき、会員資格を継続することとなります。すでに法人もしくは個人会員となつていただいている場合は、入会金支払いの必要はありません。

また、年会費のお支払いは、毎年6月末(予定)に開催される会員総会を終えた後の7月に請求させていただきますが、該当年度は4月1日～翌年3月31日までとなります。

2. 新入学・編入時の支払い

- ・(社団)ミラノ日本人学校への入会金（新規入会の場合のみ）
法人会員 € 5.000 個人会員 € 1.000
- ・入学金 € 500
- ・授業料 入学届・編入学届裏面を参照のこと

3. 年間の授業料について

授業料は、1年分を4期に分けてお支払い頂きます。

第1期：4月～6月 第2期：7月～9月
第3期：10月～12月 第4期：1月～3月

- ・各期授業料のお知らせは、前月初旬に担任を通じ配布致します。
- ・各学年の授業料金額につきましては、別紙をご覧ください。
- ・副教材、行事（スキー体験学習以外）の参加費用を含みます。
- ・一度納入いただいた授業料は返金しない事となっておりますので、期間中に転出する可能性がある場合は、授業料を納入いただく前に担任へご相談ください。

4. 年会費（4月1日～翌年3月31日まで有効）

法人会員（一社につき）：

基本年会費 € 800 + 特別年会費 € 707（在籍子女一人当たり）

個人会費（一家庭につき）：

基本年会費 € 330 + 特別年会費 € 200（在籍子女一人当たり）

※年会費については7月請求、7月以降は編入学時に請求。

5. 支払方法 銀行振込のみ

以上